

# ブラックバイト・全身就活・貧困ビジネスとしての奨学金

大内裕和

教育

## 一 ブラックバイト

二〇一三年現在、大学生のアルバイトはかつてのあり方からは大きく変容している。

二〇一三年の六月〜七月にかけて、学生約五〇〇人を対象にアルバイトに関する経験について調査を行った。この調査の結果から、学生アルバイトに異変が起こっていることを実感した。以下のいくつかの例は学生の書いた自由記述欄の文章である。

私はスーパーのレジで働いていますが、レジはほとんどバイトかパートです。正社員は課長くらいです。人手が足りていないせいか、シフトをすぐ入れられます。週四契約なのですが、週五〜六は入れられます。以前はそんなに気にしなかったのですが、最近、契約と違うこれはブラック企業なのかと考えました。また二〇代のフリーターの方もいますが、そんな人たちはシフトをすぐ入れられています。やはりフリーターの立場なんだと、考え

ている。テスト週間にバイトのシフトを減らしてほしいと頼んでも、断られるのがほとんどである。アルバイトやパートの人たちに頼り過ぎだと考える。

学生のアルバイトが以前よりも拘束力が強く、ハードな内容となっていることは知っていたが、調査を丁寧に読んでみて、これまでのアルバイトとは質的变化が起こっていることを痛感した。

劣化した雇用状況を表現する言葉として、「ブラック企業」という言葉が二〇〇〇年代後半以降に、広がってきた。この言葉は主としてインターネット上で広がり、IT企業の過剰労働を取り扱った映画『ブラック会社に勤めているんだが、もう俺は限界かもしれない』が二〇〇九年に上映されてから、人口に膾炙するようになった。

『ブラック企業』の著者である今野晴貴は労働相談の経験から、「ブラック企業」という言葉が若者に浸透したのは二〇一〇年の末以降だと言う。労働相談において「ブラック企業」という言葉がその頃から頻繁に登場するようになった。今野晴貴『ブラック企業』には、企業における人格無視のハラスメントによる退職強要、理不尽な新人研修などの実態が赤裸々に記述されている。

「ブラック企業」という言葉が登場したこの意味は、若年の雇用・労働問題の捉え直しにある。一九九〇年代以降、若年の雇用・労働問題の焦点の一つが非正規雇用の拡大であった。非正規雇用の若者は「フリーター」と呼ばれ、自由に気楽な働き方を自ら選び、まじめに働くことなく安易な労働に従事している若者というイメージが付与された。

させられました。バイト、パートの人たちが増えるほど、自分が就職する時、正社員になれるか不安になりました。

私もつい最近までアパレルでバイトをしていました。社員はいないし、全員アルバイト。低い給料で重労働は当たり前。人手が足りなく、テスト前も休むことはできません。人手が足りなくて忙しい年末年始は、私を含めてたった三人でシフトを回しました。一〇・〇〇〜二二・〇〇フルタイムで働くというまさにブラックの塊のような店でした。学生アルバイトは辞めることができず、フリーター枠の人は辞めるのに一年はかかります。人と接することがたくなくてアパレル店員になりましたが、正社員として絶対には働きたくないと思いました。

他の学生のブラックバイトの状況を聞いて、僕のアルバイトもブラックバイトなのかもしれないと思った。契約書を三か月に一回提出するが、それを無視してシフトを組まれるので、とても困

その後、「フリーター」ではなく、まじめに働くこうとしない若者として「ニート」という言葉が生み出された。「ニート」とは労働せず、通学もしていない三五歳未満の者をさす言葉として使用され、働く意欲をもたない若者たちという「レッテル」としての機能を果たしてしまった<sup>2)</sup>。

「フリーター」や「ニート」という言葉は、若年の雇用・労働問題の要因を「安易」で「意欲をもたない」若者自身の意識のあり方に見出している。これらの言葉が新自由主義のイデオロギーである自己責任論によって生み出され、さらにそれを浸透させたことは間違いないだろう。

これに対して「ブラック企業」は企業・雇用者側の労務管理のあり方や働かせ方を批判し、「告発」する言葉である。「フリーター」や「ニート」といった言葉への批判として有効であるし、若年の意識のあり方に焦点を当ててきた若年の雇用・労働問題の捉え直しを行ったことの意義は大きい。

今野晴貴は「ブラック企業」という言葉の登場を、「年越し派遣村」問題などによる「貧困」の可視化に対する世論の反応への批判として位置づけている。

非正規雇用の増加が若年層の職の安定を奪い、貧困をもたらしているという認識が広がったことは重要である。新自由主義のもたらす矛盾を多くの人が理解するようになったからである。

しかし、非正規雇用による不安定化と貧困への着目は、若年層の多くに非正規雇用に就くことの恐怖と正規雇用に就くことへの過度の執着をもたらした。大学生の長期かつ激烈な就職活動はそのあらわれである<sup>3)</sup>。「就活うつ」や「就活自殺」といった悲劇が多発し

「**全身就活**」とは、学生の多くが自らの心身や学生生活全体を動員しなければならぬ過酷な状況を示している。しかし、こうした「**全身就活**」を行っても、就職を決めることは容易ではない。人件費の削減によって利益を引き上げる企業の増加によって、非正規雇用が激増し、正規雇用が激減しているからである。

自らの心身や学生生活全体を動員した「**全身就活**」は、学生を追い込んでいく。就活中にならぬ病になる「**就活うつ**」や精神疾患が増加している。最悪の選択が「**就活自殺**」である。就職活動の失敗が、自分の人格や全人生の否定であるかのように感じられてしまうことから生じている。「**全身就活**」の過酷さは明らかだ。

「**ブティック企業**」であることがわかっていても、就職を決断する学生も存在する。「もう疲れました」という言葉に象徴的にあらわれている通り、「**全身就活**」の過酷さから早く抜け出したいという気持ちがある。一つとなつていく。また、就職活動の過程で世の中の現実と直面し、それまでは回避していた「**ブティック企業**」への入社も「**止むを得ない**」ものと自己納得するケースもある。「**全身就活**」は理不尽さを受忍するプロセスにもなっている。

新卒を大量採用し、企業内訓練を行う「**日本型雇用**」が解体したにも関わらず、新卒一括採用システムは継続している。中途採用システムの整備や職業訓練の充実も、十分には進んでいない。そんななか、限られた「**正社員**」の席を目指して、学生の多くは「**全身就活**」を行わなければならない状況に置かれている(8)。

三 貧困ビジネスとしての奨学金

奨学金も学生を追い込んでいく。まず近年、奨学金利用者が急増

えていることを意味する。

実際、奨学金返還の実情は深刻だ。第二種奨学金を月に一〇万円借りた場合、総額は四八〇万円に達する。有利子の利率を上限の三パーセントとすると、返還総額は約六四六万円となる。大学卒業後、毎月約二万七〇〇〇円の返還を二〇年間継続しなければならぬ。夫婦ともに借りていけば、返還総額は軽く一〇〇〇万円を超え、毎月の返還額は約五万四〇〇〇円に達する。これで結婚生活や子育てが可能だろうか。

返還が遅れば、年利一〇パーセントもの延滞金が課せられる。延滞金発生後の返還は、延滞金↓利息↓元金の順に行われるため、元金を減らすことが困難である。「奨学金ホットライン」では、六〇歳近くでも奨学金返還が終わらない方からの相談があった。奨学金返還が一生終わらない事態が生まれているのである。

二〇一〇年度の奨学金利息収入は二二三億円、延滞金収入は三七億円に達する。これらの金は経常収益に計上され、原資とは無関係のところに行く。この金の行き先は銀行と債権回収専門会社である。「返還される奨学金は、将来の学生が借りる奨学金の原資となりませう」という説明が学生になされているが、実際には金融機関と債権回収専門会社に利益をもたらす「**金融事業**」となつていく。

奨学金を利用するのは、経済的に豊かでない家庭の出身者が多数を占めることから、奨学金は一種の「**貧困ビジネス**」と呼ばれるだろう(9)。「**貧困ビジネス**」としての奨学金が、学生に与える影響は深刻だ。

卒業後、多額の奨学金返還を続けることが心配であるため、在学中からアルバイトで返還金を貯めている学生も少なくない。これらは奨学金が「学生の勉強する時間を確保する」という目的を果たし

していることが挙げられる。奨学金利用者の割合は、一九九八年二二・九パーセントから二〇一〇年には五〇・七パーセント(学研(学研)と全体の五割を超えた。背景には日本型雇用の解体にならぬ世帯年収の減少がある。世帯年収(中央値)は、一九九八年五四四万円から二〇〇九年の四三八万円と一〇〇万円以上も低下している。世帯年収の減少と奨学金利用者の増加の時期がぴったり重なっていることがわかる。

大学生の半数以上が奨学金を利用して加えて、奨学金制度の悪化が急速に進んだ。全奨学金制度の八割を占める日本学

支援機構の奨学金が、旧来のものとは激変している。日本学生支援機構の奨学金は、無利子の第一種奨学金と有利子第二種奨学金とがある。一九八四年に導入された有利子の第二種奨学金は、一九九〇年代後半以降に急増した。二〇〇七年度以降、民間資金の導入も始まった。一九九八年から二〇一三年度の一五間に有利子の貸与人数は約九・三倍、事業費は約一・四倍に膨れ上つた。それに対して無利子の貸与人数は約一・二倍、事業費は約五倍であるから、奨学金制度の中心は無利子から有利子に移行しことになる(図1・図2参照)。

一九九八年には無利子三九万人に対して有利子が一万人であり、全体利用者五〇万人のうち八割弱が無利子を利用していた。しかし、二〇一三年には無利子三十八万人に対して、有利子は九六万人に達している。全体利用者一三四万人のうち、七割以上が有利子利用していることがわかる。

全学生の半数以上が奨学金を利用して、その八割を占める奨学金大半が有利子であるということは、学生の相当数が多額の借金を

ていないことになる。

奨学金返還の過酷さは、就職活動や卒業後の働き方にも影響を与える。卒業後すぐに返還が始まるため、「卒業時に何が何でも正社員にならなければならない」というプレッシャーが、学生に重くのしかかる。「**全身就活**」に拍車がかかり、「**ブティック企業**」であつても社せざるを得ないという傾向を助長する。また、自分が就職した所が卒業後に「**ブティック企業**」であることが判明しても、奨学金返還があるためにその企業を辞められないという事態も生じるだろう。利子付き奨学金が主流となつたことによつて、卒業後の返還が

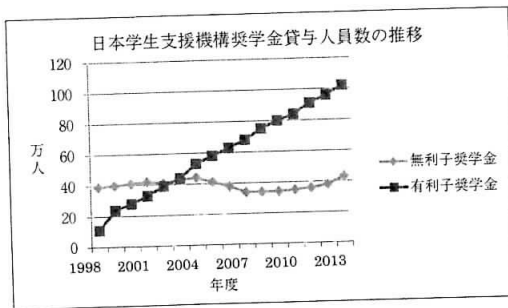
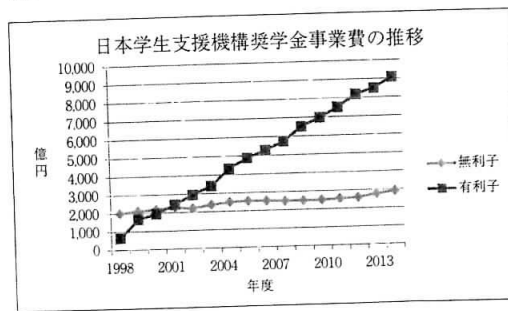


図1



# 青土社 出版図書案内

## 今月の新刊

2013, 12

- 食卓の愉しみについて 人生に関する断章 中村稔 ■1995円
- 富士山と三味線 文化とは何か 川田順造 予■2730円
- 絵巻とマンダラで解く生命誌(仮) 中村桂子 予■2310円
- ル・コルビュジエ論(仮) 八束はじめ 予■2940円
- 「おネエことば」論 クレア・マリイ ■2100円
- 剣の思想 増補新版 甲野善紀+前田英樹 予■2310円
- アントニオ・ネグリの哲学(仮) 廣瀬純 予■1995円
- あめだま 青蛙もののけ語り 田辺青蛙 予■1890円
- 現代中国を読む(仮) 賀照田/鈴木将久ほか訳 予■2940円
- モンティ・ホール問題 テレビ番組から生まれた史上最も議論を呼んだ確率問題の紹介と解説 J・ローゼンハウス/松浦俊輔訳 予■2940円
- 異貌の古事記(仮) 斎藤英喜 予■2520円
- フランクルの言葉と思想(仮) V・E・フランクル他/広岡義之他訳 予■1890円
- やおい総論(仮) 金田淳子 予■1995円
- アリスに驚け(仮) 高山宏 予■2520円

### 好評の既刊書より

- 日本語のおかしみ ユーモア文学の笑い 中村明 ●1890円
- 「誤読」の哲学 ドゥルーズ、フーコーから中世哲学へ 山内志朗 ●2940円
- 造反有理 精神医療現代史へ 立岩真也 ●2940円
- 震災後文学論 あたらしい日本文学のために 木村朗子 ●1995円
- ステイッチ あるアーティストの傷の記憶 D・スモール/藤谷文子訳 ●2730円
- イタリアの詩人たち 新装版 須賀敦子 ●1680円
- 食べる 増補新版 西江雅之 ●1995円
- 復興文化論 日本の創造の系譜 福嶋亮大 ●2310円
- ひとりて苦しまないための「痛みの哲学」 熊谷晋一郎 ●1470円
- うな井の未来 ウナギの持続的利用は可能か 東アジア鱈資源協議会日本支部編 ●1995円
- 無の本 ゼロ、真空、宇宙の起源 J・D・バロウ 小野木明恵訳 ●2940円
- あくびはどうして伝染するのか 人間のおかしな行動を科学する R・R・プロヴァイン 赤松真紀訳 ●2520円
- 極悪鳥になる夢を見る 貴志祐介エッセイ集 貴志祐介 ●1890円
- 日本神話の論点 吉田敦彦 ●2310円
- 工学部ヒラノ名誉教授の告白 エンジニアが「物書き」になったワケ 今野浩 ●1575円
- 寛容のメッセージ 多田富雄 ●1470円

青土社

URL: http://www.seidousha.co.jp  
【営業】東京都千代田区築業町2-1-1 浅田ビル 101-0064

TEL 03-3294-7829 FAX 03-3294-8035

研究手帖

## 遺影 幽明をつなぐメデイウム

佐藤守弘

仏壇の脇に高く掲げられた、生前には会ったことのない祖父の威厳に満ちた、凍りついたような表情をした写真が怖かった。この時感じた恐怖が、私が遺影写真に興味を持ったきっかけになった。と書けば、運命的な研究対象との出逢いに聞こえそうだが、実際は、イメージの呪術性に関するシンポジウムがあるので、なにか発表しないかと言われたのがきっかけで、記憶の奥底からその光景をむりやり引っ張りだしたに過ぎなかった。もう一二年も前のことになる。

遺影写真とは、私たちの身近にありながら、これまでの写真研究ではさほど注目されてこなかったヴァナキユラーなイメージ群である。こうしたイメージに注目することは、写真というメディアの社会における機能を考えることにつながるかと考えて、それから折にふれて、遺影写真に関する文章を書いてきた。そろそろ一冊の本のかたちでまとめようと現在準備中である。

私が遺影の条件として考えるのは以下の三点である。一、肖像であること。二、被写体が死去していること。三、死者の肖像が(遺影化)されること。一と二に深く関わるのが、写真という視覚的メディアの特性、すなわち光を媒介とする事物の痕跡という性質である。写真の痕跡性——聖顔布やデス・マスク、あるいは遺髪のような形見にも共通する性質——こそが、死者とイメージ、そして観者をも物理的な接触という堅固な絆で結びつけるのである。

ところが写真に絵の具で彩色する例や、写真のように見えながら実は絵画であるという例が、日本に限らずさまざまな文化における遺影に見られることに気づいた。すなわち痕跡という物理的な因果関係に基づく写真——インデックス的記号——と、外形的な類似性に基づく絵画——アイコン的記号——が奇妙なかたちで混在しているのである。これは、前記の遺影化儀礼と結びついていると考えられる。絵筆によって手を加えられたり、写真を偽装したりすることによって、複製物である写真が唯一性を獲得し、幽明をつなぐメデイウム(媒介=霊媒)となるのではないかと考えている。

(佐藤) もりひろ・視覚文化論

### 編集後記

\*数ヶ月前からだと思うが、勤め先の商品で遊んでいる様子→「パイテロ」という大層な呼び名が適当かとはともかく、なぜ(思わず)写真を拡散してしまうのか、それがずっと気にかかっている。

\*本誌で二宮周平氏が触れられていたように、婚外子の相続問題に関しては、先日より自民党から民法改正案が提出され、相続格差だけは解消されることになった。しかしこの間の党法務部会での抵抗と紆余曲折は相当なものだったようだ。新聞記事が報じるところによると、頑強に抵抗した反対派議員の一人は「悪法も法なり」という言葉があるが、最高裁も間違つた判断を下す。歴史的な誤判だと思ふ。」と述べたという(毎日新聞「二月一日夕刊」。「伝統的」家族観念への固執、差別意識の隠蔽、そして実情の無視は言までもないがこうした発言の根本には憲法とその番人である最高裁)への無理解と敵視、立法府の多数派であるという割り、加えて「改善」党系への無批判かつ陳腐な主体化がある。

\*憲法だけでなく、戦後社会が一応は前提としてきた諸価値が軒並み揺らいでいるようだ。だが注視すべきは、何に置き換えられるかだけではない。そもそもなぜ置き換えることされるかということだ。「代案」たること自体が目的化されると、現実、モチーフ、そして表現のあいだにあるアロセスと葛藤は容易く投棄される。その隙間に滑り込むのは何か。\*慎重に考える必要がある。ただ、パイテロリストたちがウエブに撒いたのは労働への代案、などではない。替わりに、その過程の鳥羽口立つ姿勢だけ、ともかく表明し反応を得ようとした。ひとは、そう考えられないだろうか。(了)

\*現代思想 二月号 第四一巻第一七号

二〇一三年二月一日発行

編集人 栗原一樹

発行人 清水一人

発行所 青土社

東京都千代田区神田神保町一―二九(市瀬ビル)

電話三三九二七〇七六 営業(三三九四)七八二九

オフセット印刷 双文社印刷/方英社

製本 越後堂製本

\*定価一三〇〇円(本体二三八円)